

(有 添 付 物)
国海査第 314 号の 2
令和元年 12 月 23 日

一般社団法人 日本舶用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 石原 典雄



船舶検査の方法の一部改正について（通知）

今般、別紙のとおり検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせします。



船舶検査の方法の一部改正について

1 改正の経緯

今般、国際海事機関において、救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置（以下「救命艇等」という。）の整備、保守等の要件を定めた MSC 決議（MSC.402(96)）及び同決議を強制化するための SOLAS 条約附属書 III 章 3 規則及び 20 規則の改正案（MSC.404(96)）が採択され、令和 2 年 1 月 1 日に発効予定である。これにともない、我が国においても改正内容を担保する船舶検査心得の一部改正が行われることから、これに適応した検査を行うため、船舶検査の方法を改正する。

2 改正の内容

（1）検査の方法 B 編及び S 編の改正

SOLAS 条約適用船の救命艇等の検査では、MSC 決議に従い国が証明又は登録船級協会が承認した整備事業者により整備、保守等が行われていることを確認する。

また、MSC 決議に従い国が証明又は登録船級協会が承認した整備事業者により整備を行った救命艇等については、B 編に規定する救命艇等の検査（定期検査で実施する 1.1 倍の負荷作動試験（ウインチ及び離脱装置の試験）を除く。）の立会いを省略できることとする。

（2）検査の方法 附属書 F 及び附属書 H の改正

MSC 決議の内容を検査の方法（附属書 F 及び附属書 H）に取入れ、救命艇等の整備のサービス・ステーション（整備事業者）として証明する手続きを定める。

また、日本船舶が海外で整備する場合、国が証明した海外の整備事業者が存在しなければ国内から呼んで整備を行わなければならないため、登録船級協会が承認した整備事業者についても、これらを利用出来ることとする。

（3）その他所要の改正を行う。

3 適用時期

検査の方法 B 編及び S 編の改正については令和 2 年 1 月 1 日から、その他については本通達日から適用する。

国海安第143号
令和元年12月23日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局安全政策課長
森 有司



船舶検査心得の一部改正について

標記について、船舶安全法施行規則等に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



船舶設備規程等の一部改正に伴う船舶検査心得の一部改正等について

1. 改正の経緯

今般、国際海事機関において、1974 年の海上における人命の安全のための国際条約附属書改正案が採択され、令和 2 年 1 月 1 日に発効予定であるところ、我が国においても改正内容を担保するため、船舶設備規程等において所要の改正を行った。

これらの改正に伴い、以下のとおり船舶検査心得の改正を行う。

2. 改正の概要

① 旅客船の避難分析

3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

- 第一種船及び遠洋区域、近海区域（限定近海区域を除く。）を航行区域とする新造旅客船に対する脱出経路の避難分析の要件を新設

② 回転翼航空機設備を有する船舶の要件

3-1 船舶設備規程

- 回転翼航空機着船区域、回転翼航空機つり上げ区域の要件の規定ぶり等を変更

3-3 船舶消防設備規則

- 回転翼航空機甲板、回転翼航空機着船区域を有する船舶に対する消防設備要件の新設

3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

- 固定式回転翼航空機泡消火設備の要件の新設

③ 旅客船の防火窓

2-3-2 船舶の防火構造の基準を定める告示

- 旅客定員が 36 人以下の旅客船に設けるべき防火窓の耐火性を明確化

④ 旅客船の復原性計算機の性能要件

4-3 船舶区画規程

- 船舶区画規程第 39 条の 2 に規定する旅客船に搭載すべき復原性計算機の建造年月日に応じた性能要件の新設

⑤ 非損傷時、損傷時復原性要件の見直し

1-1 船舶安全法施行規則

- 新造船に対して、復原性資料に含めるべき事項（許容トリム等）の追加及び当該資料の内容の変更（再承認の必要性）に関する閾値を新設

4-2 船舶復原性規則

- 新造船に対して同型船の傾斜試験を省略する場合の閾値の変更 等

4-3 船舶区画規程

- 旅客船の損傷時復原性要件の変更 等
- 国際航海に従事しない船の長さ 80m 未満の船舶に対する免除規定を新設

⑥ 自動スプリンクラ装置の技術基準

3-3 船舶消防設備規則

- 自動スプリンクラ装置の目詰まりを防ぐため、設計上、水質の仕様に配慮することを新設

⑦ 救命設備の保守・整備

3-2 船舶救命設備規則

- 救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置等の整備・保守要件の変更

⑧ その他

3-1 船舶設備規程

9-1 小型船舶安全規則

- 一般通信用無線電信等への新規通信設備（Isat Phone 2）の追加

3-1 船舶設備規程

5-1 危険物船舶運送及び貯蔵規則

6-1 船舶機関規則

9-1 小型船舶安全規則

2-1-7 船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示

3-1-2 船舶の艀装数等を定める告示

3-1-4 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示

3-1-6 航海用具の基準を定める告示

3-3-2 船舶の消防設備の基準を定める告示

5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令（令和元年国土交通省令第二十号）の施行に伴う改正

3. 今後の予定

公 布：令和元年 12 月 23 日

施 行：令和 2 年 1 月 1 日から適用

国海安第149号
令和元年12月24日

一般社団法人 日本舶用工業会

専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局安全政策課長

森 有司



船体及び排水設備の材料の要件を定める告示等の一部改正について（通知）

船体及び排水設備の材料の要件を定める告示等の一部改正が令和元年12月24日に公布
されましたので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



船体及び排水設備の材料の要件を定める告示等の一部改正について

1. 改正の経緯

今般、国際海事機関において、旅客船及び貨物船の安全性の向上等を目的とした、1974年の海上における人命の安全のための国際条約の改正案が採択され、同条約は令和2年1月1日に発効予定である。我が国においても同条約の改正内容等を担保するため、船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（平成10年運輸省告示第339号）等において所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 回転翼航空機（ヘリコプター）設備を有する船舶の消防・構造要件の新設
暴露甲板上にヘリコプターが発着できる場所を有する船舶を対象として、当該甲板からの火災の拡大を抑えるため、専用の泡消火装置の技術基準を新設する。また、暴露甲板上にヘリコプターが常時発着できる場所に設ける排水設備及び仕切り壁の要件を定める。
- ② 自動スプリンクラ装置の水質管理義務の新設
旅客船等に備え付け義務のある自動スプリンクラ装置の目詰まりを防ぐために水質の仕様に留意することを義務化する。
- ③ その他
その他所要の改正を行う。

3. 改正対象法令

- 船体及び排水設備の材料の要件を定める告示（①関係）
- 船舶の防火構造の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第518号）（①関係）
- 船舶の消防設備の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第516号）（①②関係）
- 航海用具の基準を定める告示（平成14年国土交通省告示第512号）（③関係）
- 船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示（平成20年国土交通省告示第1458号）（③関係）

4. 今後の予定

公 布 : 令和元年12月24日
施 行 : 令和2年1月1日